

非破壊試験技術者の不正行為に対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

落橋防止装置等の溶接不良の問題^{*}において、当協会認証事業本部が認証した非破壊試験技術者が関与していたことが明らかとなりました。

本件については、明らかとなった事実に基づき 2016 年 6 月 9 日の認証運営委員会で次の不正行為を行った者に対する審決が各々確定しました。

2016 年 6 月 10 日付の審決通知の概要を次に示します。また、関与者の管理責任者に対し、注意勧告も行っています。

*国土交通省「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会（第 2 回）2015 年 12 月 4 日」の配付資料「表 3-3 不正行為を行った製作会社の製品のうち、不良品が発見された橋梁（久富産業（株）以外の製品）」

A社

<検査員・検査報告書作成者（レベル 2 資格保持者）>

1. 審決主文

- (1) 審決日より 1 年以内に不正行為が再発した場合、資格保持者は全ての資格の取消し、資格非保持者は相応の処分を科すことを警告する。
- (2) 違反事実及び処分内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

発注元からの指示、及び、雇用主の承認のもととは言え、非破壊試験技術者として虚偽の検査報告書を作成した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

B社

<検査員・検査報告書作成者・検査責任者（レベル 2 資格保持者）>

1. 審決主文

- (1) 審決日より 1 年以内に不正行為が再発した場合、資格保持者は全ての資格の取消し、資格非保持者は相応の処分を科すことを警告する。
- (2) 違反事実及び処分内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

本来行うべき検査を実施していない箇所があるにも関わらず非破壊試験技術者として虚偽の検査報告書を作成し、承認した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

以上